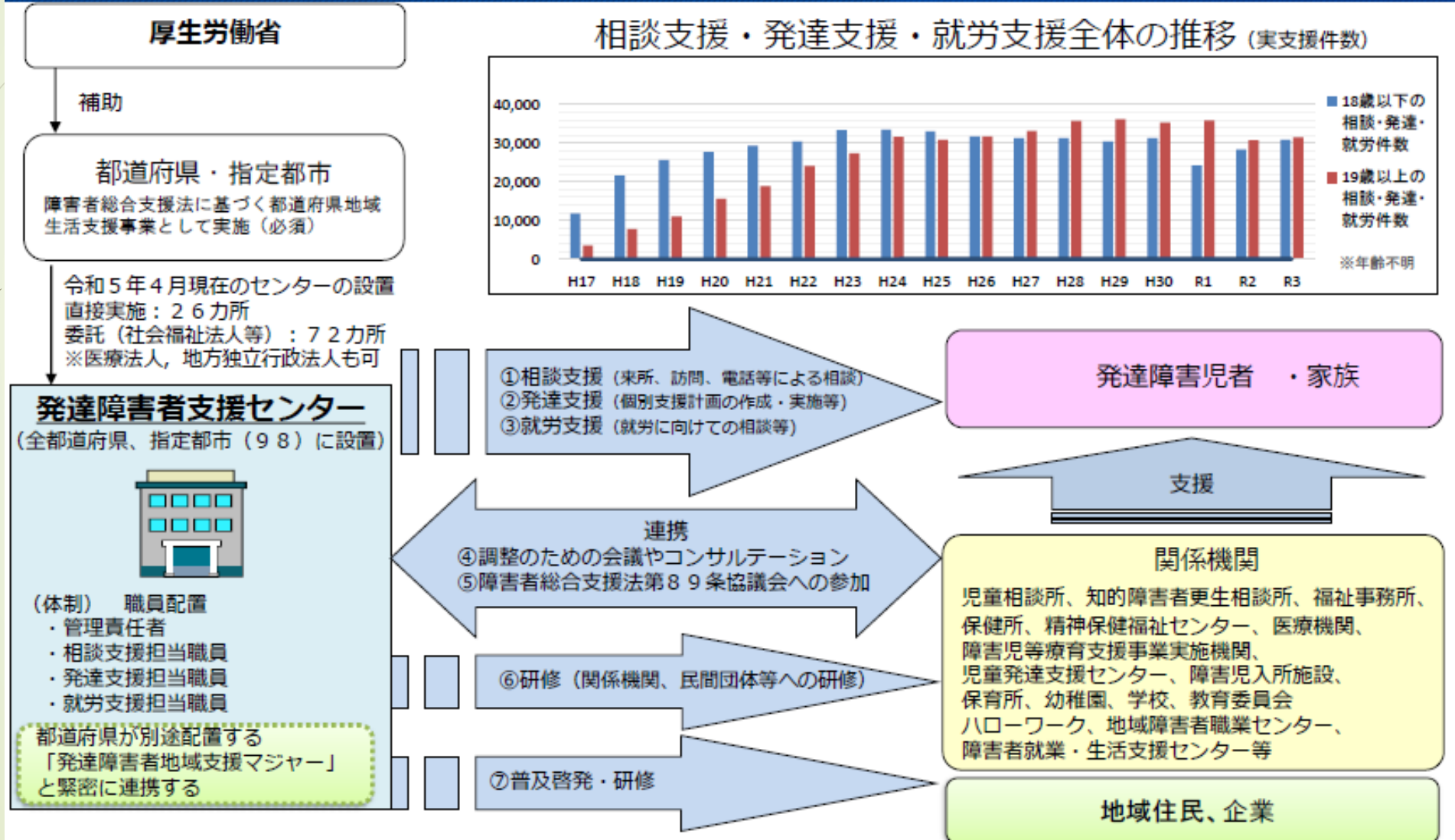


# ゆうゆうセンターの今後の 方向性について

福岡市こども未来局子育て支援部こども発達支援課

# 国が示す発達障がい者支援センターの役割

## 発達障害者支援センター運営事業



# 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化（平成26年～）

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

## 発達障害者支援センター

- 相談支援（来所、訪問、電話等による相談）
- 発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- 就労支援（発達障害児（者）への就労相談）
- その他研修、普及啓発、機関支援



### 【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

## 都道府県等 発達障害者支援体制整備（地域生活支援事業）

- 発達障害者支援地域協議会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター（コーディネータ）

## 地域支援機能の強化へ



## 地域を支援するマネジメントチーム

### 発達障害者地域支援マネージャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

### 市町村

#### 体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築  
（求められる市町村の取組）

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



### 事業所等

#### 困難ケース支援

困難事例の対応能力の向上  
（求められる事業所等の取組）

対応困難ケースを含めた  
支援を的確に実施



### 医療機関

#### 医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する適切な  
医療の提供

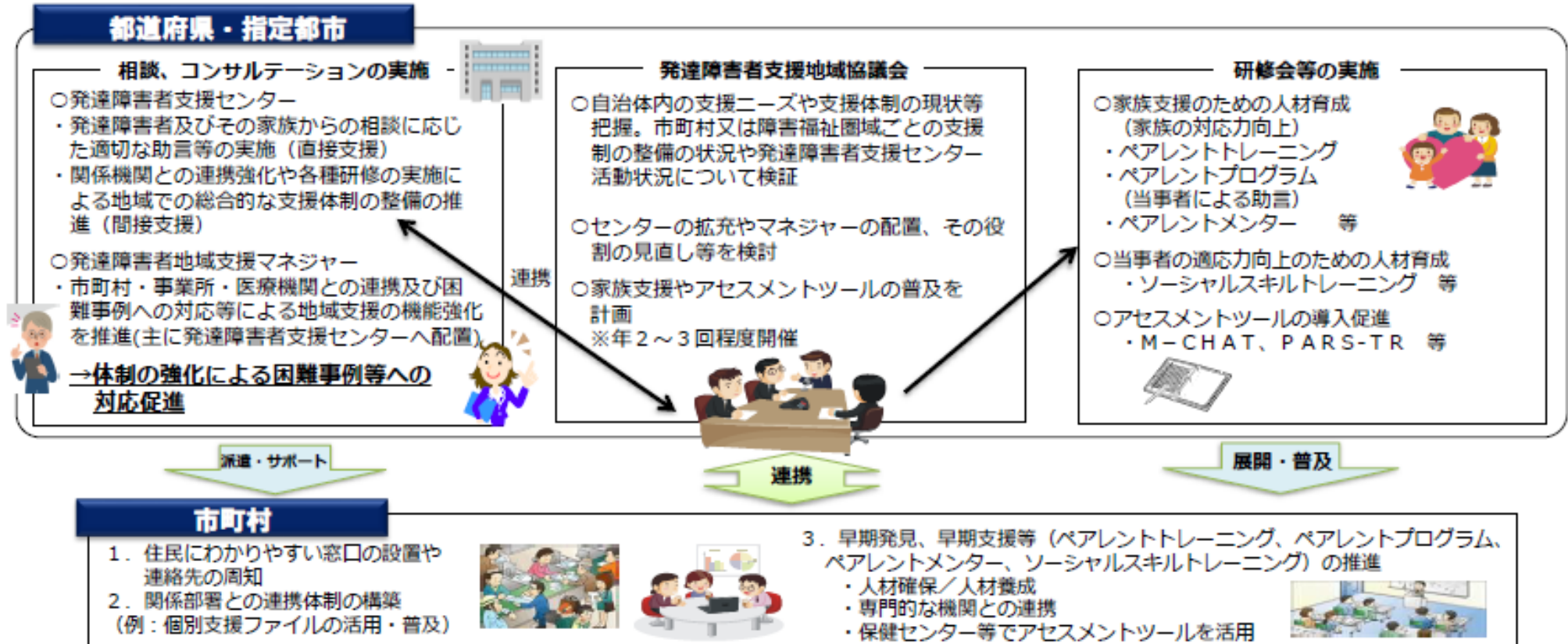
- （求められる医療機関の取組）
- ①専門的な診断評価
  - ②行動障害等の入院治療



# 発達障害者支援体制整備事業

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

令和4年度予算では、近年の発達障害関係の相談件数の増に伴う困難事例の増等に対応するため、発達障害者地域支援マネジャーの体制強化として、全ての都道府県・指定都市で2名のマネジャーを配置し、困難事例への対応促進等を図ることで、更なる地域支援機能の強化を進める。



# ゆうゆうセンターについて

- 国の考え方を受け次の支援を実施
  - 相談支援
  - 発達支援
  - 就労支援
  - 関係機関との連携・コンサルテーション
  - 家族支援
  - 普及啓発・研修
  - ◇ 自立訓練（生活訓練）

## 国が今後力を入れていく内容について

国が募集する「発達障害児者地域生活支援モデル事業」では、令和4年度から、次の2項目を**優先的に採択**することとしている。



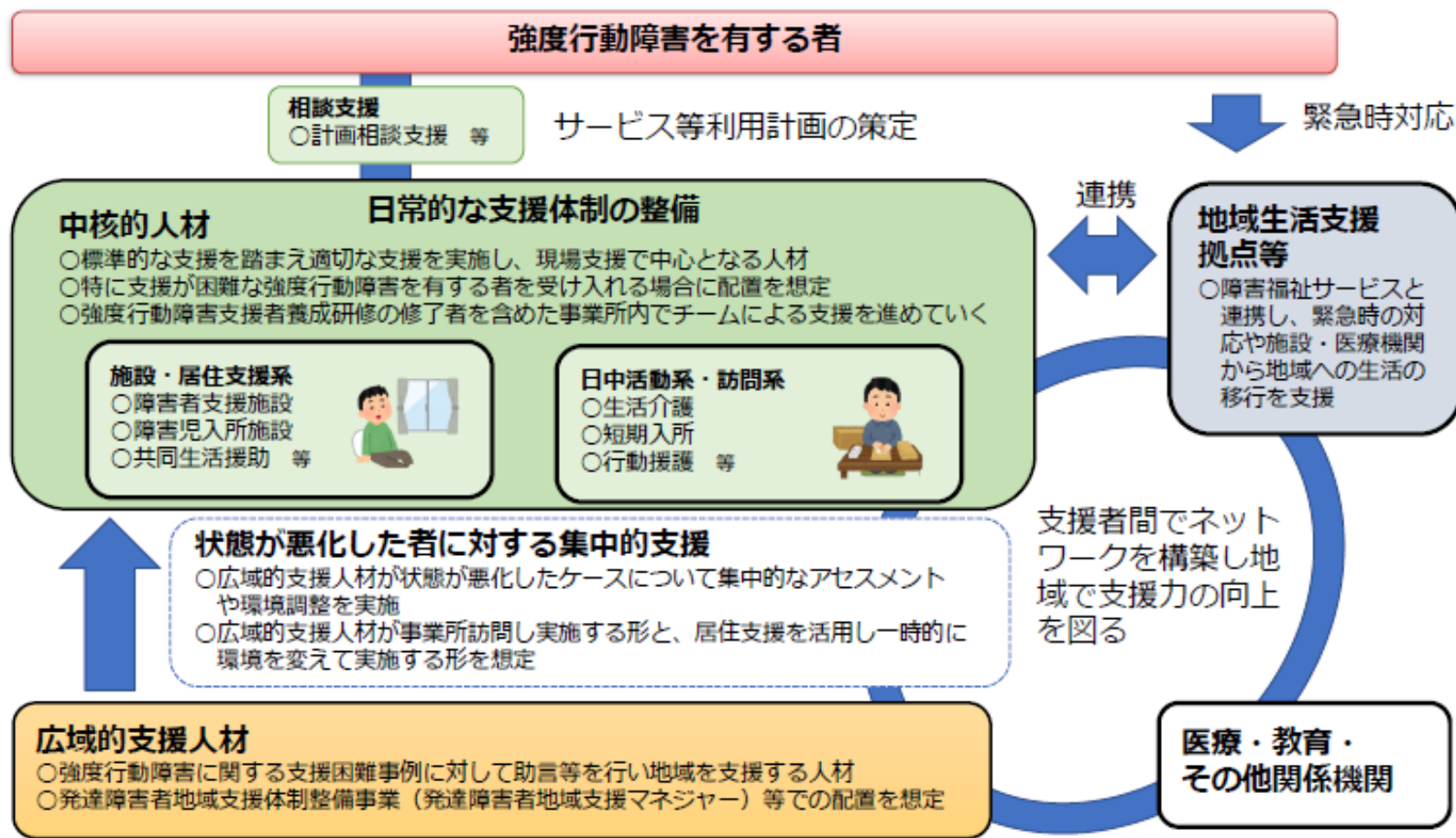
この事業を用いて調査・研究した成果を、今後の地域支援体制整備に反映していくもの

- ①地域におけるペアレント・トレーニング実施者養成及びペアレント・トレーニング実施体制の構築
- ②地域における強度行動障がい者支援のための支援体制構築

# 国が考える強度行動障がいをもつ方の地域支援体制イメージ

## 強度行動障害を有する者の地域の支援体制イメージ (論点1 参考資料②)

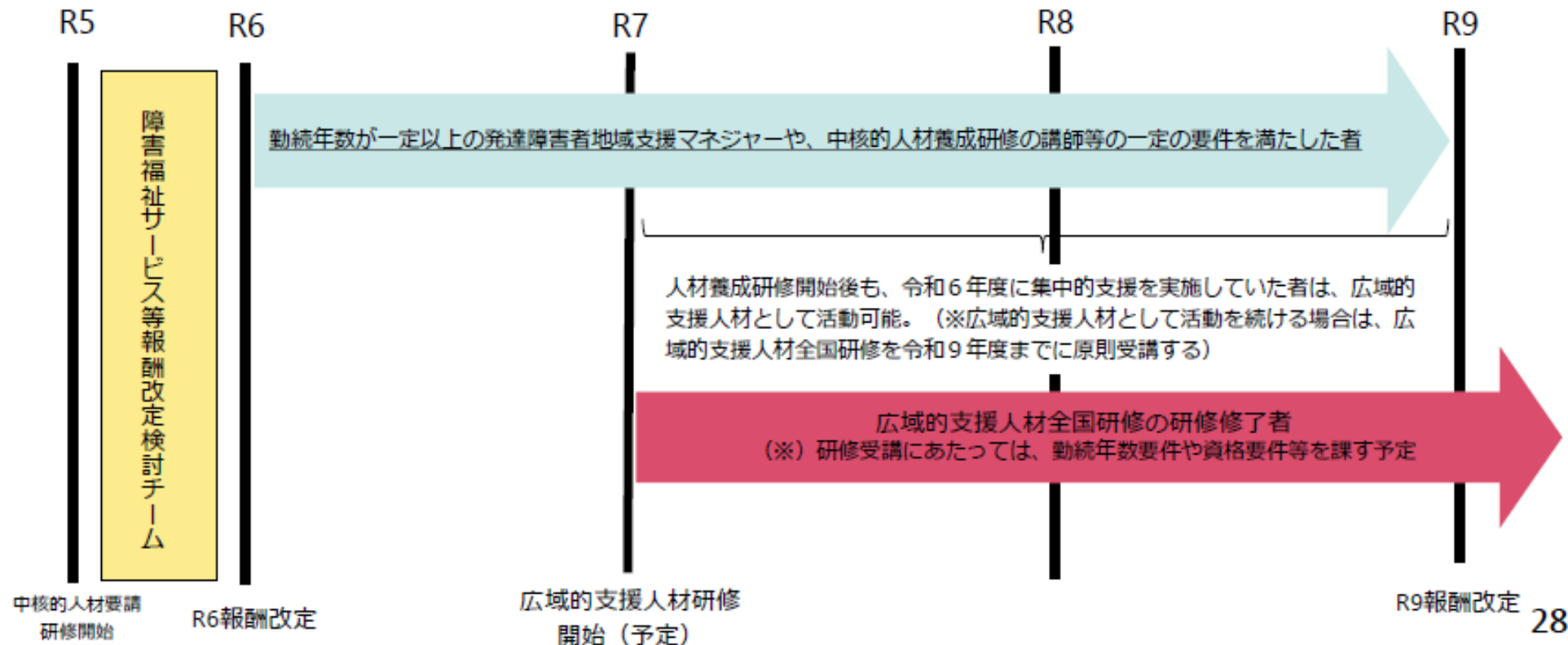
- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
- 事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。



## 広域的支援人材の対象として認められる範囲（イメージ）

（論点2 参考資料⑧）

- これまで、障害福祉サービス等報酬における強度行動障害を有する児者への専門的な支援に対する評価は、人材養成研修終了者が支援に当たった場合に行われてきた経緯がある。
- 現在、広域的支援人材の養成に係る研修制度はなく、令和7年度から、国立のぞみの園において、人材養成研修を実施予定としている。
- 人材養成研修実施までの間は、勤続年数が一定以上の発達障害者地域支援マネジャーや、中核的人材養成研修の講師等の研修受講者以外の者について、広域的支援人材とすることとする。





# ゆうゆうセンターの今後の方向性 「地域支援」の推進

- ▶ 予防的な支援
  - 機関コンサルテーション（アウトリーチ）
  - 関係機関への出張相談
  - 行動障がいへの予防的アプローチ
- ▶ 子育て支援・家族支援
  - ペアレント・トレーニング
  - ペアレント・プログラム
  - ペアレント・メンター
- ▶ 関係機関との連携
  - 二次障がい 生きづらさ等の困難事例への対応
  - 自立訓練（生活訓練）の活用
  - 関係機関との連携強化
  - 地域支援マネージャーの活用推進